

平成23年5月24日

関係協会 会長 様

新技術・新工法等の登録のお願い

長崎県土木部建設企画課長

貴協会におかれましては、震災に係る情報交換会の取り組みに、震災発生直後から継続的にご協力頂き、感謝申し上げます。

さて、東日本大震災の被災地における復旧工事は、秋以降に本格化することが予想されますが、こうした中、復旧工事においては、多種多様な工事が必要とされ、県内の建設企業が有する独自の技術等の活用も考えられます。

つきましては、県内企業が有する独自の新技術等を把握したいので、土木部ホームページ内にある「新技術・新工法・新製品等の提案」へ登録していただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 「新技術・新工法・新製品等の提案」への登録方法は別紙を参考にしてください。
2. できる限り早めの登録をお願いします(6月中を目処)。

担当者 建設企画課 松本 伸彦(095-894-3021)

新技術・新工法等の登録方法

- ①【長崎県土木部HPのトップ画面】で「新技術・新工法・新製品」をクリック

公共事業評価 電子入札	◆建設工事関係◆ 積算基準公表図書、公共工事の品質確保、 県内産建設資材の活用、工事成績評価、委託業務成績評価、 施工計画書関係、公共工事コスト削減関係、建設リサイクル、 長崎県仕様書関係、基本単価一覧表への掲載関係、 公共工事設計労務単価、工事打合せ簿・段階確認、 新技術・新工法・新製品、建設工事に関する提出様式 クリック
-----------------------------------	---

- ②「新技術・新工法・新製品等の提案に関する要領について」をクリック

●段階確認の土地収用について(改訂)(09/03/11) ●段階確認の実施について(07/04/01) ●新製品等のPRについて(07/04/01) ●新技術・新工法・新製品等の提案に関する要領について(04/03/29) クリック ※入札の際に、「工事費内訳書」の提出(原則5千万円以上の工事)を求めています。を 西暦付のExcel形式データをExcel形式に変換するソフトが市販されております。(販売価格・F
--

- ③「新技術・新工法・新製品等様式」をクリック

新技術・新工法・新製品等の提案に関する要領について 説明フロー図(PDF形式313KB) 新技術・新工法・新製品等様式(Excel形式40KB) クリック 第1条(目的) 1.「職員の建設業者等への対応に関する指針」に基づき、新技術・新工法・新製品等の提案について要領を定めるものである。 また、県庁内の情報通信網に新製品等を掲載し、設計担当者に周知させるものである。
--

- ④「新技術・新工法・新製品等イントラ掲載申込書」に記載し、
kijyun@pref.nagasaki.lg.jpにメールして下さい。

様式-1 新技術・新工法・新製品等イントラ掲載申込書	
提 案 日	平成 年 月 日
新技術・新工法 ・新製品名	NETIS登録No.
副 題 (要 旨)	
☐ 資材・製品 (☐ 長崎県内産 ☐ 長崎県外産)	

kijyun@pref.nagasaki.lg.jp にメールして下さい。

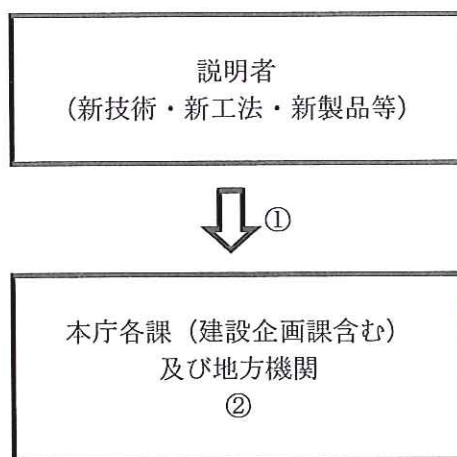
新技術・新工法・新製品等イントラ掲載申込書

提 案 日	平成 年 月 日		
新技術・新工法 ・新製品名		NETIS登録No.	
副 題 (要 旨)			
区 分	☐ 資材・製品 (☐ 長崎県内産 ☐ 長崎県外産)		
	☐ 工法 ☐ 機械 ☐ システム ☐ その他		
会 社 名			
氏 名			
住 所			
電 話 ・ F A X ・ URL	TEL	FAX	
	ホームページURL		
概 要 (該当箇所にチェックマークを記入して下さい。) ☐ コスト縮減技術・工法・製品 ☐ リサイクル技術・工法・製品 ☐ 環境に配慮した技術・工法・製品 ☐ 長崎県土木部の基本単価一覧表に掲載有 ☐ 公的機関の技術審査証明有 ☐ その他			
(長崎県内産資材・製品) 一. 長崎県内の工場で製造された資材・製品 二. 長崎県及び長崎県内の市町村、産業支援団体等の公的機関の補助を受けて開発された資材・製品 三. 長崎県内企業が開発し、県外の工場で製造されたものも県内製品として取り扱うものとする。 四. その他、長崎県産品審査委員会で認定されたもの。			
内容(特徴・単価等)			
※以下の項目等を参考に記載して下さい。(記載内容は自由です)			
【概要】:どのような技術、工法、製品か			
【特徴】:どのような能力があるか			
【用途】:どのような用途に活用できるか			
【施工能力・単価】:1日あたりの施工量及び施工単価等			
【施工実績】			
【参考カタログ】カタログ等PR資料があればPDF化して添付して下さい			

新技術・新工法・新製品等の説明及び イントラ掲載フロー

- (1) 本庁各課・地方機関への説明
窓口へ事前連絡をおこなったものについてのみ説明を可能とする。この際、建設企画課への事前受付及び申込書の提出は廃止する。
- (2) イントラ（県庁内の情報通信網）掲載
イントラに掲載したい意志がある企業は、建設企画課へイントラ掲載申込書を送付することにより、申込書及び説明資料が随時イントラに掲載される。

(1) 本庁各課（建設企画課含む）・地方機関説明フロー



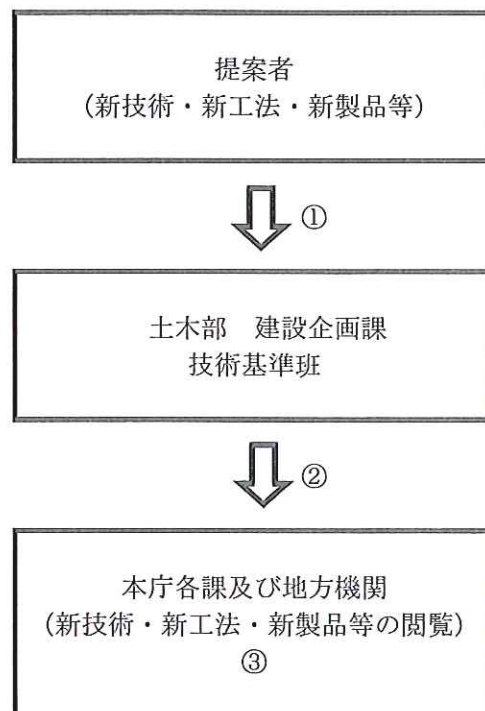
本庁各課（建設企画課含む）及び地方機関説明フローについて
（本庁各課及び地方機関へ説明は随時行うことができる。）

- ① ・本庁各課（建設企画課含む）及び地方機関での説明については、説明者は事前に本庁各課及び地方機関の窓口へ連絡する。
 - ② ・本庁各課及び地方機関において、日程調整後説明を行うこととする。
- ※ ・本庁各課及び地方機関から説明を求められた場合については、打ち合わせという取り扱いとなる為、事前に窓口への連絡は不要。

※窓口

- <本庁各課>建設企画課：企画監
各課：総括課長補佐
<地方機関>長与都市開発事業所・上県土木出張所：所長
その他の地方機関：関係各課長

(2) イントラ（県庁内の情報通信網）掲載フロー



イントラ（県庁内の情報通信網）掲載フローについて

（イントラに掲載したい意志がある企業が建設企画課に申込書を提出することで、長崎県全職員の閲覧が可能なイントラへの掲載をおこなう。）

- ① ・ 申込者は、申込書（様式－１）及び説明資料を原則Ｅメール（最大容量：フロッピー１枚（１.５ＭＢ））にて送付する。
 - ・ Ｅメールによる送付がよりがたい場合は、持参も可能とするが、申込書及び説明資料の電子データ（１.５ＭＢ以内）も持参すること。
 - ・ 持参による申込者は、事前に土木部建設企画課技術基準班に連絡し、申込書の提出を行う事とする。
 - ・ 持参による申込書提出は、月曜日から木曜日の間の午後１時から午後４時までとする。（Ｅメールについては随時送付可能。）
- ② ・ 技術基準班は、随時イントラ（県庁内の情報通信網）に申込書及び説明資料を掲載する。
- ③ ・ 本庁各課及び地方機関の職員はイントラを閲覧する事で、提案された新技術・新工法・新製品を確認することができる。
 - ・ イントラへの掲載期間は原則年度内とする。（年度毎に更新する。）